

尾花沢市立尾花沢中学校部活動方針

1 部活動の基本方針

- (1) スポーツや文化及び科学等に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と健康の増進，豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 学習指導要領に基づく教育課程が円滑かつ効果的に実施されるように，バランスのとれた学校経営がなされ，教員が生徒と向き合う時間を確保し，授業等の教育活動の計画・準備・評価等に十分に精力をかけることができるようにする。
- (3) 生徒の自主的，自発的な参加を大切にし，効率的・効果的に取り組めるようにする。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (5) 部活動の在り方について，保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組むとともに，将来，協同・融合して取り組む形に進められるよう検討していく。

2 部活動の活動時間及び休養日について

(1) 活動時間

- ① 授業日 2時間程度までとする。

*授業日については季節や時期の事情に応じて，適切な下校時刻を定める。

(2) 休養日

- ① 授業日 1週において2日以上とする。(原則，月曜日・木曜日)

- ② 休業日

・土曜日と日曜日

・休日及び祝日 原則，休養日とする。

*春のゴールデンウィークは，土日，祝日を合わせて，半分以上の日数を休養日とする。

- ③ 長期休業中 1週において2日以上とする。(原則，月曜日・木曜日)

土曜日，日曜日，祝日・休日は休養日とする。

*夏季及び年末年始休業中は，学校閉庁日を定める。

(3) 始業前の活動について

- ① 禁止とする。

ただし，校長が，特別の事情があると認める場合は，実施することができるものとするが，以下の点について配慮する。

・授業が始まる前の時間帯であることを考慮した時間・内容とする。

・1日を通して，上記で定めた活動時間を超えないようにする。

- ② 中体連主催の駅伝競走大会前の練習は，特別に朝練習を認める。ただし，選手にとって過度な負担とならないように，朝練習の時間や内容，放課後の部活動を配慮する。

(4) その他

- ① 定期テスト前においては、3日前から部活動休止とする。
- ② 大会や発表会前に、特別な強化活動期間や延長時間を設定することができる。その場合は超過活動分の休養をできるだけ近い期日に振り替える。
- ③ 練習試合や合同発表会、講習会等も上記で定めた活動時間を超えないように配慮する。ただし、競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、別の日に超過時間分の休養を設ける。
- ④ 競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、季節等により、どうしても回避できない活動等の繁忙期がある場合は、活動を休止する時期を設定するなど、年間で活動時間を調整する。その場合も、活動内容や活動時間が過度にならないよう計画する。

3 活動計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、上記「2 部活動の活動時間及び休養日について」の規定に基づき、月ごとに適切な活動計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は変更に見合った休養予定を設定し、校長の許可を得る。
- (2) 部活動顧問は、活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を管理・監督する。

4 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している場合は、部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握し校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、その部員・保護者には、必要があれば校長の判断のもと、活動内容や時間等について指導・助言する。
- (2) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（文化系のクラブも含む）」（特にスポ少）の活動が、学校の部活動と同じ活動あるいは補完する活動（参加メンバーのほとんどが部員等）を行っている場合には、生徒の過度な負担を避けるため、学校の部活動と地域クラブの活動日・活動時間の合計が上記2の規定内となるよう、クラブ関係者（コーチ等）、保護者の理解と協力を得る。
部活動顧問は、この活動の実質的な指導者を兼ねないこととする。
- (3) 部活動顧問は、上記に示したような「地域クラブ」（特にスポ少等）への部員の加入については、必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

5 大会、発表会、コンクール等への参加、県外遠征等の参加について

- (1) 部活動顧問は、学校の代表として部あるいは部員を大会、発表会、コンクール等や県外遠征等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る。
- (2) 県外遠征等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、教育委員会の承認を得る。

合宿については、実施地が県内外にかかわらず、同様の手続きを行う。

- (3) 全教職員は、生徒の学校管理下外における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その把握を行う。全教職員は、保護者に対し、管理下外における大会等への参加にあたっては、事前に担任等へ報告するよう理解と協力を求める。

6 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 校長は、部活動運営委員会を設置し、委員に部活動方針を説明し、保護者、生徒、部活動関係者の理解と協力を得る。

部活動運営委員会は、校長及び教職員、保護者代表、必要に応じてクラブ・スポ少等の指導者等で構成する。

- (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の応援・協力・支援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。
- (3) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、顧問は、その用途について把握し、部活動方針にある生徒の健全育成の目的に沿う活用になるよう、保護者の理解と協力を得る。
- (4) 校長は部活動方針を公表し、地域から理解と協力を得るように努める。

7 その他

- (1) 教職員は、生徒同士が互いに尊重し協力して部活動の目的の達成を目指すことができるように指導する。
- (2) 教職員及び保護者、クラブ・スポ少等の指導者は、いかなる場合も生徒に対して体罰・暴言等の過度な指導を行ってはならない。

上記以外の事項については、尾花沢市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は、平成31年4月1日より実施する。

策定期日 平成31年3月27日
令和6年改訂